

幼児教育の無償化（幼稚園） 【預かり保育】利用給付のご案内

幼児教育の無償化（幼稚園）には、「保育料に対する給付」（1号認定）と「預かり保育（延長保育）に対する給付」（2号認定）があります。

1 「保育の必要性」の認定申請

■提出書類

- ①「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
 - ②証明書類（保育を必要とする「要件」により提出書類が異なります。）
- ※「要件および証明書類、認定期間」につきましては、後記6「保育の必要性（保育認定）」をご覧ください。



2 請求書の提出

■上記1で「保育の必要性」を認定された方のみ、区から請求書類を送り致しますので提出期限までにご返送ください。
※スケジュールは、後記4「給付スケジュール」をご覧ください。



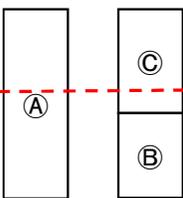
3 給付金額

■1か月11,300円を上限とし、1日450円（上限）×利用日数を給付します。

★幼稚園の預かり保育のみご利用の場合

（例）幼稚園の預かり保育を1日1,000円で20日ご利用された場合

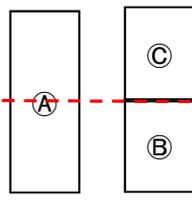
- Ⓐ実支払額：1,000円×20日＝20,000円
- Ⓑ給付額：450円×20日＝9,000円
- Ⓒご負担額：Ⓐ－Ⓑ＝11,000円



★幼稚園＋認可外保育園の預かり保育をご利用の場合 （注）全ての園が併用可能ではありません。詳細は、後記5「その他の注意点」を参照

（例）幼稚園の預かり保育を1日1,000円で20日、認可外保育園を1日200円で15日ご利用された場合

- Ⓐ実支払額：①1,000円×20日＋②200円×15日＝23,000円
- Ⓑ給付額：③450円×20日＋④2,300円＝11,300円
- Ⓒご負担額：Ⓐ－Ⓑ＝11,700円



200円×15日＝3,000円が
実支払額ですが、月の
上限額が11,300円のため、
2,300円の給付となります。

4 給付スケジュール

	対象月	請求書送付	請求書締切日	支払い時期
前期	4月～9月	9月上旬（予定）	9月末（予定）	11月末
後期	10月～3月	令和6年3月上旬（予定）	令和6年3月末（予定）	令和6年5月末

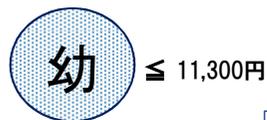


5 その他の注意点

■幼稚園で預かり保育の時間が少ない園の場合、認可外保育園等の併用も給付の対象となります。

- ①認可外保育園等と併用できる幼稚園とできない園があります。
 - ②併用する認可外保育園につきましても、預かり保育の給付対象となる施設とならない施設があります。
- ⇒①②の対象となる園につきましては、園が所在する自治体へご確認ください。

≪幼稚園のみご利用の場合≫



$$450円 \times \text{利用日数}$$

給付金額

≪幼稚園＋認可外保育園をご利用の場合≫



11,300円から幼稚園の利用額を差し引き、その残額から保育園の利用額を算出します。



6 保育の必要性（保育認定）

■要件と証明書類

◎は区の所定用紙あり。

要件	提出書類	
就 労	雇用されている方 （内定している場合も含む）	◎勤務（内定）証明書
	自営業・経営者等 （親族の経営会社に勤務する場合も含む）	◎就労状況申告書＋収入を証明する書類 （事業主→前年分の確定申告書の（写） 従業員→源泉徴収票等の（写））
妊 娠・出 産	母子手帳の写（表紙および分娩日記載ページ）	
求 職	◎求職活動状況申告書＋ハローワーク受付票等（写）	
就 学	在学証明書、時間割（写）	
疾 病・障 害	診断書、障害手帳（写）	
看 護・介 護	◎介護状況申告書＋各証明書 （介護保険被保険者証・診断書等）	

＜就労時間＞
月12日以上かつ
1日4時間以上が目安

■要件と認定期間

要件	認 定 期 間
就 労	小学校就学前までの間、左記の事由により保育を必要とする期間 ※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点まで
妊 娠・出 産	出産予定月をはさんで、前後2か月（計5か月）
求 職	利用希望月から2か月間
就 学	左記の事由により保育を必要とする期間
疾 病・障 害	左記の事由により保育を必要とする期間
看 護・介 護	左記の事由により保育を必要とする期間



≪お問い合わせ先・申請書ご提出先≫
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所 保育支援課 開設・計画担当
私立幼稚園担当 電話：03-5742-6039